

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考				
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率		
									設計	工事	設計	工事							
1	さいたま市	建築総務課 企画係 048-829-1539	○	○	○			S56.5.31以前に着工された戸建て住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物	○	○					改修：120万円/戸	50%			
												○			建替：60万円/戸	23%			
														○		耐震シェルター：30万円/戸	100%		
			○	○	○			S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第14条第3号に規定する戸建て住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物		○						改修：360万円/戸	50%		
													○			建替：180万円/戸	23%		
														○			除却：120万円/戸	1/3	3階以上かつ木造以外のものに限る。
								○	○	S56.5.31以前に着工された共同住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物	○	○					改修：60万円/戸	50%	
														○			建替：30万円/戸	23%	
								○	○	S56.5.31以前に着工された埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第14条第3号に規定する共同住宅で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物	○	○					改修：60万円/戸 又は 4,500万円/棟 のいずれか多い額	50% 又は 2/3	
														○			建替：30万円/戸 又は 2,250万円/棟 のいずれか多い額	23% 又は 1/3	
												○		除却：(マンション以外) 240万円/棟 (マンション) 1,500万円/棟	1/3				
					○	○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（共同住宅を除く）で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物	○	○					改修：1,500万円/棟 (救急病院：4,500万円/棟)	1/3				
												○		建替：650万円/棟 (救急病院：2,000万円/棟)	23%				
					○	○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号かつ埼玉県が指定する緊急輸送道路の沿道である同法第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物（共同住宅を除く）で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物	○	○					改修：4,500万円/棟	2/3				
												○		建替：2,250万円/棟	1/3				
												○		除却：1,500万円/棟	1/3				
												○		改修：720万円/棟	23%				
												○		建替：360万円/棟	23%				
					○		上記の特定既存耐震不適格建築物のうち規模要件に該当しない老人ホーム、幼稚園、保育園、自治会館等で、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物						○	除却：240万円/棟	1/3	緊急輸送道路閉塞建築物で、3階以上かつ木造以外のものに限る。			

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
2	川越市	建築指導課 建築指導担当 049-224-5974	○	○				S56.5.31以前着工の木造2階建以下戸建住宅等		○					30万円/棟	23%	
						○		S56.5.31以前に着工された分譲マンション（3階1000㎡以上耐火・準耐火）		○					300万円/棟	1/3	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物		○					300万円/棟	23%	
		○	○	○	○		20万円以上の市内業者が実施したリフォーム工事（耐震改修含む、②③④は個人専有部分に限る）		○					5万円/戸	5%		
3	熊谷市	建築審査課 0493-39-4809	○	○				S56.5.31以前に着工された木造在来軸組構法、伝統的構法、又は枠組壁工法による2階建て以下の住宅又は併用住宅		○				40万円/戸	1/3		
								建築物が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかの設置を行う工事					○	耐震シェルター：10万円/戸	1/2		
					○	○	○	S56.5.31以前に着工された緊急輸送道路閉塞建築物で耐震診断の結果Is値0.6未満と診断されたもの		○				1,000万円/棟	2/3		
4	川口市	建築安全課 指導係 048-242-6344	○	○				S56.5.31以前に着工された戸建住宅	○	○				40万円/戸	23%		
						○		S56.5.31以前に着工された共同住宅及び長屋	○	○				30万円×戸数 かつ300万円/棟	23%		
						○		S56.5.31以前に着工された分譲マンション	○	○					23%		
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する同法第9条に規定する特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）	○	○	○	○		1,300万円/棟(補強設計費含む)	23%		
							○	埼玉県が定める重点23路線に接する緊急輸送道路閉塞建築物のうちS56.5.31以前に着工された木造以外の建築物で3以上の階数を有し、又は工場、倉庫の用途に供するもので床面積の合計が500㎡以上の建築物	○	○	○	○	○	国庫補助の㎡単価以内	2/3		
5	行田市	建築開発課 建築指導グループ 048-550-1551	○					市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は兼用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で地階を除く階数が2以下のもの		○				20万円/戸	23%		
			○					市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅又は兼用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で地階を除く階数が2以下のもの					○	耐震シェルター・防災ベッドの設置：10万円/戸	1/2		
6	秩父市	産業支援課 0494-25-5208	○	○	○			住宅・店舗・事務所の20万円以上のリフォーム工事（耐震改修含む）		○				15万円/棟	10%		
		危機管理課 0494-22-2206	○	○				以下のすべてを満たす空き家 1、空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家の勧告を受けていない住宅 2、昭和56年5月31日以前に建築された住宅 3、市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅) 4、市内にある個人所有の住宅 5、1年以上空き家であること 6、5年以内に市の補助金を受けていない住宅 7、不動産業を営む者が営利目的で所有するものでない住宅 その他、対象者・対象工事に条件有り					○	市内業者:30万/棟 市外業者:20万/棟	1/3		

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
7	所沢市	建築指導課 指導グループ 04-2998-9180	○	○				市内に存するS56.5.31以前に着工された戸建て住宅又は兼用住宅		○					30万円/戸	23%	
					○	○		市内に存するS56.5.31以前に着工された長屋又は共同住宅		○					20万円×戸数 かつ300万円/棟	23%	
							○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（共同住宅を除く）		○					200万円/棟	23%	
8	飯能市	建設部建築課 建築指導担当 042-973-2170						S56.5.31以前に着工した木造2階建て以下の戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅（500㎡以内のものに限る）で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事		○					30万円/棟(市内業者施工) 20万円/棟(市外業者施工)	23%	
			○	○	○			S56.5.31以前に着工した木造2階建て以下の戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅（500㎡以内のものに限る）を全て除却し、新たに建築する建築物が省エネ基準に適合していること。				○			40万円/棟(市内業者施工) 30万円/棟(市外業者施工)	23%	
								S56.5.31以前に着工した木造2階建て以下の戸建住宅、併用住宅又は長屋住宅（500㎡以内のものに限る）で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを除却する工事					○		30万円/棟(市内業者施工) 20万円/棟(市外業者施工)	23%	
9	加須市	建築開発課 建築指導担当 0480-62-1111	○					市内業者が施工する、市内に存する木造2階建て以下の戸建住宅又は兼用住宅でS56.5.31以前に着工されたものであり、耐震診断による上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないもの	○	○					10万円/戸	15.2%	
		産業振興課 0480-62-1111	○	○	○	○		市民が現在居住している自己所有の住宅（アパートは除く）を対象とし、市内業者が施工する住宅の修繕・改修工事で工事金額20万円以上（消費税別）のもの		○					工事費（消費税別）の5%相当額（1,000円未満切捨て）で、5万円を限度	5.0%	
10	本庄市	建築開発課 建築指導係 0495-25-1111						耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事	○	○					改修：20万円/戸	23.0%	
			○	○				耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、人命を守る空間が確保できるように、耐震シェルター等を設置する簡易耐震改修工事						シェルター	耐震シェルター：20万円/戸	1/2	
								耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたものの建替え工事				○			建替え：50万円/戸	23.0%	
								耐震診断の対象建築物に該当した木造住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたものの除却工事					○		除却：30万円/戸	23.0%	
11	東松山市	住宅建築課 0493-23-2221	○	○				耐震診断の補助対象建築物で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの		○					20万円/戸	23%	
12	春日部市	建築課 建築安全担当 048-736-1111	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅（戸建て住宅、兼用住宅）		○					40万円/戸 (高齢者上乘せ+20万円/戸)	23%	
								S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された戸建て空家		○					40万円/戸		
					○			S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された住宅(長屋)		○					200万円/棟	23%	
							○	S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された分譲マンション		○					200万円/棟	23%	
							○	S56.5.31以前に建築確認を受けて建築された地区集会施設等		○					40万円/棟	23%	

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
13	狭山市	建築審査課 建築総務担当 04-2953-1111 (内2177)	○	○				H12.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅		○					20万円/戸(高齢者等30万円/戸)	23%	
							○	○	S56.5.31以前に着工された耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物、又はS56.5.31以前に建築された分譲マンションで、区分所有者の集会において耐震改修の実施の決議がなされているもの		○					200万円/棟	23%
14	羽生市	まちづくり政策課 建築係 048-561-1121	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法の2階建て以下の一戸建住宅又は併用住宅で、耐震診断による上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判断された建築物を評点1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるようにする耐震改修工事		○					20万円/戸	1/3	
15	鴻巣市	建築住宅課 建築審査担当 048-541-1321	○	○				鴻巣市木造住宅耐震診断助成要綱に基づいた診断の結果、評点が1.0未満と診断された建物を1.0以上になるように行われる耐震改修工事		○					20万円/戸(65歳以上・障がい者30万円/戸)	1/5	
16	深谷市	建築住宅課 建築指導係 048-574-6655	○	○	○			改修：S56.5.31以前に着工された建築物で、要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満又は、地盤若しくは基礎が安全でないと判断された木造在来軸組工法・木造枠組壁工法の2階建て以下の住宅（長屋、共同住宅含む）又は併用住宅で、評点1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるようにする耐震改修工事		○					戸建：30万円/戸 長屋、共同住宅：10万円/戸かつ30万円/棟 (高齢者+20万円、市外業者施工：1/2)	1/3	
			○	○	○			耐震シェルター等：S56.5.31以前に着工された、木造在来軸組工法・木造枠組壁工法の住宅（長屋、共同住宅含む）又は併用住宅への設置工事					○		耐震シェルター又は防災ベッド：10万円/戸	100%	
17	上尾市	建築安全課 048-775-8490	○	○				S56.5.31以前に着工された要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満となった木造在来軸組工法又は枠組壁工法による二階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅		○					60万円/戸	23%	
18	草加市	建築安全課 建築指導係 048-922-1958	○	○	○			要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満となった木造在来工法2階建て以下の住宅、併用住宅又は長屋で、評点1.0以上とする耐震改修工事		○					基本額：30万円/戸	23%	
								ア. 補助対象者が65歳以上の方		○					ア. 基本額+20万円	定額	
								イ. 令和5年4月1日以降に交付決定されたもの		○					イ. 基本額+5万円	2.5%	
							○	要綱に定める耐震診断の結果、評点が1.0未満となった木造在来工法2階建て以下の住宅、併用住宅又は長屋で、評点の向上に寄与しない改修工事		○				○	耐震シェルターの設置又は屋根の葺き替え：20万円/戸 寝室等の補強：10万円/戸	23%	
							要綱に定める耐震診断の結果、構造耐震指標I _s 値が0.6未満となった分譲マンションで、補強によりI _s 値が0.6以上となる耐震改修工事		○					200万円/棟	23%		
19	越谷市	建築住宅課 048-963-9235	○					H12.5.31以前に建築された木造在来工法、2階建て以下の一戸建住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のもの		○				○	改修：50万円/戸(S56.6.1~H12.5.31に建築されたものについては30万円上限) 耐震シェルター・防災ベッドの設置：20万円/戸	23%	
							○	S56.5.31以前に建築された3階以上かつ1,000㎡以上の分譲マンション		○					20万円/戸	23%	
20	蕨市	建築課 建築開発指導係 048-433-7715	○	○				S.56.5.31以前に着工された木造住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、評価が1.0未満で、当該総合評価が1.0以上になるよう耐震改修の設計を行ったもの		○					30万円/戸	23%	
							○			○					30万円/棟	23%	

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考			
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率	
									設計	工事	設計	工事						
21	戸田市	建築住宅課 建築・開発指導担当 048-441-1800	○	○	○			S56以前に着工された木造住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のもの		○				○	改修50万円/戸	1/3		
															耐震シェルター・防災ベッドの設置：20万円/戸	1/2		
22	入間市	開発建築課 建築審査担当 04-2964-1111 (内3325)	○	○				S56.5.31以前に着工した、木造2階建て以下の戸建て住宅または兼用住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事	○						20万円/戸	23%		
								地震による建築物の倒壊から身の安全を確保するために、防災ベッド等の設置						防災 ベッド	10万円/基	1/2		
23	朝霞市	開発建築課 住宅政策係 048-423-3854	○	○				建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された戸建住宅（併用住宅含む）で、Iw値が1.0以上又はIs値が0.6以上となる耐震改修工事		○					20万円/戸	1/5		
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された木造の戸建住宅（併用住宅を含む）で、耐震診断の結果がIw値0.7未満のもの		○				○	耐震シェルター：40万円/戸	1/2		
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された共同住宅で、Iw値が1.0以上又はIs値が0.6以上となる耐震改修工事		○					○	耐震シェルター：40万円/戸 (高齢者又は障害者)	9/10	
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された住宅以外のもので、Iw値が1.0以上又はIs値が0.6以上となる耐震改修工事		○						30万円×戸数 かつ1,000万円/棟	1/5	
24	志木市	建築開発課 住宅グループ 048-473-1111 (内3047)	○	○				建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建の改修工事で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの		○					40万円/戸 (市内業者施工：+20万円)	1/5		
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された安全支援住宅（障がい者等居住用）の改修工事で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの		○					80万円/戸 (市内業者施工：+20万円)	100%		
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工されたもの（分譲のみ）で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの	○	○						設計：5万円×戸数 (100万円～700万円/棟) 改修：30万円×戸数 (500万円～3000万円/棟) (市内業者施工：+20%又は10%)	設計2/3 改修1/3	戸数に応じて 上限額が異なる
								建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建の建替で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの		○					○	40万円/戸 (市内業者施工：+20万円)	定額	
25	和光市	建築課 審査・住宅担当 048-464-1111 (内2211)	○	○				市の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの	○	○					40万円/戸	90%		
								市の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの	○	○						30万円×戸数 かつ2,000万円/棟	1/5	

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
26	新座市	建築審査課 住宅係 048-477-4519	○	○				◎建築確認を取得し、市内に存するS56.5.31以前に着工された戸建て住宅（併用住宅含む）で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物の耐震改修又は建替え	○	○	○	○			30万円/戸	100%	
								◎の条件に加えリフォーム工事で併せて耐震改修を実施した場合	○	○					60万円/戸（高齢者等）	100%	
								◎の条件に加え「新座市重度障がい者居宅改善整備費助成事業」と併せて耐震改修を実施した場合	○	○					60万円/戸	100%	
								◎の条件に加え、高齢者等が居住する住宅の1階部分に安全な生存空間を確保するための耐震シェルター等を設置するもの	○	○					90万円/戸（高齢者等）	100%	
								◎の条件に加え、高齢者等が居住する住宅の1階部分に安全な生存空間を確保するための耐震シェルター等を設置するもの	○	○					80万円/戸（高齢者等）	100%	
								◎の条件に加え、高齢者等が居住する住宅の1階部分に安全な生存空間を確保するための耐震シェルター等を設置するもの						○	耐震シェルター：40万円/戸	2/3	
				○	○		建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された分譲マンションで診断の結果、構造耐震指標が0.6未満であると診断されたもの		○				30万円×戸数 かつ500万円/棟	1/3			
27	桶川市	建築課 建築指導係 048-786-3211	○	○				S56.5.31以前に着工された在来軸組構法又は枠組壁工法による木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅の改修及び市内業者施工による建替え また、耐震改修に伴うリフォーム工事に対して10万円まで補助		○				80万円/戸	23%		
28	久喜市	建築審査課 企画指導係 0480-22-1111	○	○				H12.5.31以前の建築確認に基づき建築された自己用木造住宅（2階建て以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による戸建て住宅又は併用住宅）であり、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、耐震補強設計を実施したもの。（建替については、S56.5.31以前の建築確認に基づき建築されたものに限る。）	○	○				設計：5万円/戸 補強：50万円/戸 建替：50万円/戸	50% 23%		
29	北本市	都市計画政策課 建築指導担当 048-594-5550	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された在来軸組構法又は枠組壁構法による木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅における耐震改修計画	○					5万円/戸	1/2		
								S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された在来軸組構法又は枠組壁構法による木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものを評点1.0以上とする耐震改修工事		○				40万円/戸	23%		
30	八潮市	開発建築課 建築指導係 048-996-3596	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された木造在来工法、2階建て以下の戸建て住宅又は併用住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のものを1.0以上にする補強工事		○				25万円/戸 （補助金対象者が65歳以上であり、改修に要した費用が30万を超える場合は、15万円加算）	23%		
		商工観光課 商工・企業立地係 048-996-3119	○	○	○			市民が自己所有し居住している個人住宅を、市内に本店等がある施工業者を利用し行うリフォーム（耐震改修含む）工事		○				10万円/戸	30%		

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
31	富士見市	建築指導課 建築指導・住宅グループ 049-252-7127	○	○				S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された戸建住宅（S56.6.1以後に増築されたものを除く）で、診断結果から耐震改修工事が必要とされるもの		○					100万円/戸	4/5	
					○	○		S56.5.31以前に建築確認を受けて着工された分譲マンション（S56.6.1以後に増築されたものを除く）で、診断結果から耐震改修工事が必要とされるもの		○					50万円×戸数 かつ2,500万円/棟	23% 1/3	
32	三郷市	開発指導課 建築指導係 048-930-7743	○					S56.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供されるもの）で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの		○					50万円/戸	1/3	
			○					S56.5.31以前に建築された木造2階建て以下の戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供されるもの）で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものにおける耐震シェルター又は防災ベッドの設置					○	25万円/戸	1/2		
33	蓮田市	建築指導課 建築指導・空き家対策担当 048-765-1720	○	○				市内に所在する地上2階建て以下の木造戸建て住宅又は併用住宅 S56.5.31以前の旧耐震基準で建築されたもの ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上にする工事 ・耐震診断の結果、地盤もしくは基礎が安全でないものを耐震改修工事によって安全にするもの		○					30万円/戸	23%	
34	坂戸市	住宅政策課 建築指導係 049-283-1331	○	○				S56.5.31以前に着工された地階を除く階数が2以下の木造の戸建ての住宅(併用住宅含む)耐震診断による安全性の評定が1.0未満と判定されたもの		○					60万円/戸	23% +30万円	
35	幸手市	建築指導課 建築指導担当 0480-43-1111	○	○				住宅：要綱に定める耐震診断の結果から改修が必要とされる建築物で、構造評点が1.0以上になるように補強設計を行った耐震改修工事		○					20万円/戸	1/2	
36	鶴ヶ島市	都市計画課 開発建築担当 049-271-1111	○	○				S56.5.31以前に着工された、在来軸組構法又は枠組壁工法による、木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅		○					20万円/戸	23%	
37	日高市	都市計画課 建築指導・開発指導担当 042-989-2111	○	○				S56.5.31以前に着工された、在来軸組構法又は枠組壁工法による木造2階建て以下の戸建て住宅又は兼用住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの		○					50万円/戸 (市内業者施行：+10万円)	1/2	
38	吉川市	都市計画課 建築指導担当 048-982-9885	○	○				S56.5.31以前に建築の在来軸組構法又は枠組壁工法による、木造2階建て以下の戸建て住宅（併用住宅含む）で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満のもの		○					30万円/戸(高齢者(65歳以上)+10万円)	23%	
39	ふじみ野市	建築課 建築指導係 049-220-2069	○					S56.5.31以前に着工された自己所有・自己居住の住宅で耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた住宅の耐震改修費		○					30万円/戸	23%	
					○	○					○				30万円/戸 かつ2,000万円/棟		

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
40	白岡市	建築課 建築担当 0480-92-1111 (内線234)	○	○				S56.5.31以前に着工された、地階を除く階数が2以下の一戸建て住宅又は併用住宅で、耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判定された建築物		○					40万円/戸	23%	
			○	○				S56.5.31以前に着工された、地階を除く階数が2以下の一戸建て住宅又は併用住宅で、耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判定された建築物の1階部分に設置する耐震シェルター					○		10万円/戸	100%	
41	伊奈町	都市計画課 都市計画係 048-721-2111	○	○				S56年以前に建築された自己所有かつ自己居住の木造一戸建て住宅（兼用住宅含む。）で上部構造評点が1.0未満又は基礎が安全でないと判定されたものを1.0以上及び安全にする耐震改修費用		○					50万円/戸	23%	
42	三芳町	都市計画課 開発建築担当 049-258-0019	○					町の耐震診断補助を受けたもの、又は同様の条件での診断を受けたもの		○					20万円/戸	1/5	
						○				○				10万円×戸数 かつ500万円/棟	1/5		
			○					建築確認を取得し、S56.5.31以前に着工された一戸建又は兼用住宅の建替で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの				○			20万円/戸	1/5	
43	毛呂山町	まちづくり整備課 開発建築係 049-295-2112	○	○				町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であり、耐震改修工事の総額が30万円以上のもの		○				20万円/戸	1/2		
44	越生町	まちづくり整備課 まち企画担当 049-292-3121	○	○				町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であり、耐震改修工事の総額が30万円以上のもの		○				20万円/戸	1/2		
45	滑川町	産業振興課 農林商工担当 0493-56-6906	○	○				町内に存する地上2階建て以下の在来軸工法、又は枠組壁工法による木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築された住宅。耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断された住宅。一戸建て住宅又は他の用途を兼ねるもので、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する一戸建ての住宅。町内に住宅を所有し、本町の住民基本台帳に記載されていること。住民税及び固定資産税を滞納していないこと。		○			○	10万円/戸	5%		
46	嵐山町	まちづくり整備課 都市計画担当 0493-62-0721	○	○				町内にあるS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の専用住宅または店舗併用住宅（1/2以上が居住用）で在来軸組工法による木造建築物のうち、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもの		○				25万円/戸（町内業者施工） 20万円/戸（町外業者施工）	1/3		
47	小川町	都市政策課 開発建築担当 0493-72-1221	○	○				町内に所在するS56.5.31以前に建築された地上2階建以下の在来軸組工法による木造の専用住宅又は兼用住宅（1/2以上が居住用）で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断されたものを町内に事業所を有する業者の施行により行った30万円以上の工事。また、耐震性向上に合理性が認められる場合、耐震評点が1.0未満の耐震シェルター設置等の補強工事を含む。	○	○			○	20万円/戸	1/2		

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等							備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター	補助限度額		補助 率	
									設計	工事	設計	工事						
48	川島町	まち整備課 都市計画グループ 049-299-1763	○	○				町内に在するS56.5.31以前に建築された地上2階建以下、在来軸組構法又は枠組壁工法により建築された木造の戸建住宅又は兼用住宅（1/2以上が居住用）で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断されたもの。シェルターの設置（要規格・1階の評点0.7以上の制限有り）		○					○	10万円/戸	100%	
49	吉見町	まち整備課 都市計画係 0493-63-5018	○	○				町内に所在するS56.5.31以前に着工された地上2階建以下の木造の専用住宅又は併用住宅（1/2以上が居住用）で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満と判定されたもの		○						20万円/戸	23%	
50	鳩山町																	
51	ときがわ町	農林環境課 農林担当 0493-65-1521	○	○				町産の材木を3割以上使用する改修工事で工事金額が20万円以上		○						20万円/戸	1/10	
		建設課 管理都市計画担当 0493-65-1521	○	○				S56.5.31以前に建築され町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造の戸建て専用住宅又は併用住宅で耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満と診断されたもの		○						20万円/戸	1/2	
52	横瀬町	建設課 計画・管理グループ 0494-25-0117	○	○				町内にあるS56.5.31以前に着工された自己用の木造在来軸組構法又は枠組壁工法による2階建以下の戸建住宅又は併用住宅で、要綱に定める耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたもの	○	○						20万円/戸	1/3	
53	皆野町	産業観光課 0494-62-1462	○					自己の居住の用に供する住宅の20万円以上のリフォーム工事で、町に小規模契約希望者登録している施工業者に依頼して行ったもの		○						5万円/戸	定額	
54	長瀬町	産業観光課 産業観光担当 0494-66-3111	○					自己の居住の用に供する住宅の20万円以上のリフォーム工事で、町に小規模契約希望者登録している施工業者に依頼して行ったもの		○						5万円/戸	定額	
55	小鹿野町	建設課 土木建築担当 0494-75-5062	○	○				要綱に定める耐震診断の結果、安全性の上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判定された建築物		○						20万円/戸	1/3	
56	東秩父村																	
57	美里町	建設課 管理係 0495-76-5134	○	○				S56.5.31以前の建築確認に基づき建築された木造住宅で、2階建て以下の戸建て住宅又は併用住宅で耐震診断による上部構造評価点が1.0未満と診断されたもの		○				○	改修：20万円/戸 耐震シェルター：20万円/戸	1/2		
		農林商工課 0495-76-5133	○	○				自己所有の住宅、併用住宅の住宅部分の改修工事で10万円以上（税抜）の工事		○					5万円/戸	1/10	補助は現金ではなく、交付決定金額分の地元商品券を受渡	

各市町村が実施する補助制度

2. 耐震改修（設計・工事）

①戸建住宅 ②併用住宅 ③低層の長屋又は共同住宅 ④分譲マンション ⑤多くの方が利用する建物向け

令和5年4月現在

No	市町名	問合せ先 (HP等へリンク)	対象用途					補助対象	補助の区分 と補助率等						備考		
			①	②	③	④	⑤		改修		建替		解体 工事	シェル ター		補助限度額	補助 率
									設計	工事	設計	工事					
58	神川町	経済観光課 0495-77-0703	○	○	○			自己所有の住宅で改修費用が20万以上（税抜）の工事（町内業者の施工によるものに限る）		○					10万円/戸	10%	
59	上里町	まちづくり推進課 施設管理係 0495-71-6511	○	○				(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。 (2) 地階を除く階数が2以下であること。 (3) 補助対象者本人又はその一親等内の親族が所有していること。 (4) 耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。	○	○			○		改修・除去ともに40万円/戸	改修:23% 除去:1/2	
60	寄居町	産業振興企業誘致課 048-581-2121	○	○	○			工事費が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く）で毎年2月末日までに完了する住宅改修工事（耐震改修を含む）で町内に事業所がある施工業者が行うもの 対象用途について、併用住宅は、個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ、共同住宅は、アパート等の所有者の自己居住部分のみが対象		○					20万円/戸	10%	
61	宮代町	まちづくり建設課 建築開発担当 0480-34-1111	○	○	○			① 旧耐震基準の住宅を上部構造評点1.0以上とする30万円以上の改修工事	○	○					50万円/戸	1/2	
								・高齢者又は障害者等が居住の場合	○	○					60万円/戸	3/4	
			○	○				・二世帯住宅の場合	○	○					60万円/戸	1/2	
								・高齢者又は障害者等が居住する二世帯住宅の場合	○	○					70万円/戸	3/4	
			○	○	○			② 旧耐震基準の住宅を解体し、同一敷地内に新たに住宅を建築する工事			○	○			20万円/戸	1/2	
								・高齢者又は障害者等が居住の場合			○	○			30万円/戸	3/4	
								・二世帯住宅の場合			○	○			30万円/戸	1/2	
					・高齢者又は障害者等が居住する二世帯住宅の場合			○	○			40万円/戸	3/4				
			○	○	○							○	耐震シェルター：10万円/戸	1/2			
62	杉戸町	建築課 開発建築指導担当 0480-33-1111	○	○				町の耐震改修補助金要綱に規定する木造耐震診断に基づいて行った耐震改修工事	○	○					60万円/戸	1/3	
63	松伏町	新市街地整備課 開発建築担当 048-991-1858	○					木造在来工法2階建以下の戸建住宅で、S56.5.31以前の旧耐震基準により建築され、耐震診断の結果、安全性の総合評価が1.0未満であり、倒壊の危険性があると判断されたもの		○				20万円/戸	23%		

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/shinsai/taishinhojyo.html>

耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定建築物

体育館	幼稚園、保育所	小中学校、老人ホーム等	左記以外の学校、病院、劇場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等
階数1以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ1,000㎡以上